



国際物品売買契約条約(ウィーン売買条約)

条約の概要

目的 国際物品売買契約についての統一法を設けることによって、国際取引における法的安定性を高め、国際取引の発展を促進すること

採択・発効 1980年4月採択、1988年1月1日発効

締約国数 70か国(米、中、韓、豪、独など) 既に世界標準ルールとしての地位を確立

加入のメリット

現状では・・・

日本に所在する企業



国際物品売買

締約国(例えば、米国や中国等)に所在する企業



契約の準拠法: 例えば、アメリカ法?(どの州法?)、日本法?(適用法をめぐり混乱)

加入

加入後は



国際物品売買



契約の準拠法: 本条約が原則として適用される

適用される法の統一による明確化

条約の適用範囲

- ・主に、異なる締約国に所在する企業間の契約に適用
- ・任意規定であり、特約があればそちらが優先
- ・消費者取引等には原則として適用されない

条約の内容

契約の成立

- ・契約成立は承諾の到達時(日本法は発信時)
- ・申込みと承諾の完全一致原則の緩和、など

当事者の権利義務

- ・契約解除は重大な契約違反の場合に限定
- ・契約違反に対する予防的な救済手段の規定、など

- ①我が国の企業にとって国際取引の法的安定性が高まる
- ②国際取引の円滑化・発展に資する

